主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申し立てることを許した場合に限られ、民事事件については、民訴四一九条 ノニに定められている抗告のみが右の場合に当ることは、すでに当裁判所各小法廷 の判例とするところである(昭和二二年一二月八日第一小法廷決定、同月一〇日第 二小法廷決定、同月一九日第三小法廷決定)。そして右判例は、いずれも憲法に適 合する趣旨の下になされたことは当然であるから、本件抗告を不適法として却下し、 抗告費用は抗告人の負担とすべきものとし、主文のとおり決定する。

昭和三一年一月二四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	垂	水	克	己